

福岡県タイ向け青果物輸出施設認証制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、タイへの農産物の輸出を円滑に進めるため、タイ王国保健省告示(2017年386号)「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」(以下、「告示」という。)に基づき、福岡県(以下、「県」という。)が、タイへ農産物を輸出する福岡県内の選果・こん包施設を認証する制度について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 検査対象施設

告示附属文書1に定める生鮮果物及び生鮮野菜(別表1)を、タイへ輸出する選果・こん包施設をいう。

(2) 検査

検査対象施設が、告示附属文書2に定める基準(以下、「認証基準」という。)に従っているかを、告示附属文書3による記録・基準等を用いて検査することをいう。

なお、検査を行う者(以下、「検査員」という。)は、普及指導員の資格又は同等の知識を有し、適切に検査をすることができる県農林水産部の職員とする。

(3) 認証

県が検査を行い、検査対象施設が認証基準に従っていることを確認することをいう。

(4) 認証施設

3号の規定により認証された施設をいう。

(5) 認証取得者

認証施設の責任者をいう。

(認証の申請)

第3条 認証を受けようとする検査対象施設の責任者(以下、「申請者」という。)は、認証申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、原則として検査を希望する日の3週間前までに、県輸出促進課長に提出する。

2 申請、検査及び認証に要する経費は無償とする。

(検査の実施)

第4条 県は、前条の申請に基づき、検査員を検査対象施設に派遣し、検査を行う。

2 検査は、原則として認証申請書に記載された検査希望日に検査員が、告示附属文書3の「3.

1 特定生鮮野菜又は果物を選別及び梱包するための施設のチェックリスト」を用いて行う。

3 検査の結果、認証基準を満たしていないことが確認された場合には、県と申請者で協議の上、再検査を実施することができる。

なお、再検査は、初回の検査日から1か月以内実施し、初回の検査時に「良い/普通」と判断された項目については、検査を省略できるものとする。

4 申請者から、検査結果の開示を求められた場合、県は開示するものとする。

(認証)

第5条 県は、検査の結果、検査対象施設が認証基準に従っていることが確認された場合には、認証通知書(様式第2号)により申請者に対してタイ向け生鮮野菜・果物の輸出に係る適合証明書(様式第3号。以下「証明書」という。)を添えて通知する。

2 証明書の有効期間は3年間とし、発行日から起算して3年を経過した日を失効日とする。

3 県は、別表1に定める品目以外のタイに輸出される生鮮果物及び生鮮野菜についても、申請者の求めに応じて、認証を行うことができる。

(証明書の原本証明の発行)

第6条 タイの輸入業者に提出する証明書の原本証明(以下「原本証明」という。)の発行を希望する認証取得者は、原本証明発行申請書(様式第4号)を、県輸出促進課長に提出する。

2 原本証明の発行に要する経費は、無償とする。

3 原本証明を発行された認証取得者は、発行年度内における使用状況について、原本証明使用実績報告書(様式第5号)を発行翌年度の4月30日までに県輸出促進課長に提出する。

(原本証明の目的外使用の禁止)

第7条 認証取得者は、原本証明をタイの輸入業者に提供する目的以外に使用してはならない。

(認証施設の運営状況の報告)

第8条 県は、必要に応じて、認証取得者に対して認証施設の運営状況について、報告を求めることができるものとする。

2 前項において、改善の必要があると認められる場合は、県は認証取得者に対して必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(認証の更新)

第9条 認証の更新を希望する認証取得者は、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、第3条第1項の規定に準じ更新申請を行うものとする。

(証明書記載事項の変更)

第10条 認証取得者は、認証の有効期間内において、証明書の内容に変更が生じた場合には、証明書記載事項変更申請書(様式第6号)により、県輸出促進課長に遅滞なく報告する。

2 県は、証明書記載事項変更申請書を受理後、必要に応じて再検査を実施の上、証明書を再発行することができる。

なお、再発行する証明書の失効年月日は、当初発行の証明書の失効年月日と同一とする。

3 県は、証明書を再発行した場合には、証明書再発行通知書(様式第7号)により、申請者に対して証明書を添えて通知する。

4 証明書の再発行を受けた認証取得者は、証明書の内容に変更が生じるまでに県が発行した原本証明を県輸出促進課へ遅滞なく全て返却する。

(認証の取消し)

第 11 条 県は、次のいずれかに該当する場合、当該認証を取り消し、認証取消通知書（様式第 8 号）により施設の責任者あてに通知する。

- (1) 認証施設が、告示附属文書 3 の「3. 2 特定生鮮野菜又は果物を選別及び梱包するための施設の検査の評価結果に係る基準」を満たしていないことが確認された場合
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認証取得者が証明書を不正に使用した場合
- (4) その他、認証取得者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

(申請書類等の保全及び保存期間)

第 12 条 県は、認証に際し申請案件ごとに、次に掲げる事項を記載した一覧表（様式第 9 号）を作成するとともに、申請書、認証通知書及び検査結果を保存するものとする。

- (1) 申請書類の受付年月日
 - (2) 施設名及び住所（日本語・英語）
 - (3) 施設の責任者の住所、氏名及び連絡先
 - (4) 証明書登録品目（出荷品目）
 - (5) 選果こん包施設登録番号及び品目
 - (6) 検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日も含む。）
 - (7) 失効年月日
 - (8) 検査者の所属名、職名及び氏名
 - (9) 検査結果
 - (10) 認証年月日（証明書発行年月日）
 - (11) 失効年月日（証明書の失効年月日）
 - (12) その他（認証内容の変更、認証取消しなど）
- 2 県は、前号に規定する書類について、10年間保存する。

(秘密保持義務等)

第 13 条 本要領に基づく認証業務に従事した者は、業務に関して知り得た秘密を、第三者に漏えい、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

(苦情等への対応)

第 14 条 認証取得者は、認証施設から出荷したタイ向け農産物に関する苦情や問い合わせ、事故等（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

- 2 認証取得者は、認証施設から出荷したタイ向け農産物に関する苦情等について責務を負う。
- 3 認証取得者は、認証施設で事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるほかに必要な事項については、別に定める。

附 則

本要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和2年12月24日から施行する。

附 則

本要領は、令和3年8月3日から施行する。

別表1 タイにおいて選別及びこん包施設の証明書が必要な農産物

生鮮果物	生鮮野菜
バナナ (banana)	ニンニク(garlic)
栗 (chestnuts)	ラッキョウ、中国ニンニク(onion, Chinese)
ドラゴンフルーツ(dragon fruit / pitaya)	ロマネスコ(Romanesco broccoli)を含むカリフラワー(cauliflower)
カンタルーブ(cantaloupe)	サボイキャベツを含むキャベツ(cabbages)
メロン(melon)	チャイブ (chives, Chinese)
ランブータン (rambutan)	ガランガル (galangal)
蓮霧 (java apple; wax jambu; wax apple; rose)	カイラン(Chinese broccoli; Chinese kale)
スイカ (watermelon)	人参 (carrot)
ザクロ (pomegranate)	ネギ (spring onion; onion, welsh; Japanese bunching onion; Chinese small onion; green onion)
グアバ (guava)	モヤシ (bean sprout)
ナツメ (jujube, Indian)	ヤサイカラスウリ (ivy gourd)
マンゴー (mango)	キュウリ (cucumber)
パパイヤ (papaya)	ジュウロクササゲ (yard-long bean)
サポジラ (sapodilla)	エンドウ(garden pea)
リュウガン (longan)	芽(broccoli, sprouting)及び茎を含むブロッコリー(broccoli)
イチゴ (strawberries)	バジル、カミメボウキ、スイートバジル (basil)
マンダリンオレンジ (mandarins)	ツボクサ (pennywort)
ソムギヤン等のオレンジ(orange)	ホウレンソウ (spinach)
梨 (pear, oriental; Chinese pear; nashi pear; sand pear; snow pear)	ハクサイ (Chinese cabbage)
ブドウ (grapes)	アマランサス (amaranth)
リンゴ (apple)	ヨウサイ (kangkung / water spinach)
	ゴートホーンペッパー及びホットペッパーを含む唐辛子(chili)
	パプリカを含むピーマン (peppers, sweet /peppers, bell)
	カボチャ (pumpkins)
	トマト (tomato)
	タイ茄子(Thai eggplant)
	じゃが芋 (potato)
	エシャロット(shallot)
	人工栽培によるヤナギマツタケ、ブナシメジ、キクラゲ、霊芝、椎茸、フクロタケ、シロキクラゲ等のキノコ類 (mushrooms)

出展: タイ王国保健省告示(2017年第386号 附属文書1)